

## 物 品 単 価 契 約 書 (案)

- 1 契 約 事 項 燃料の売買
- 2 仕 様 軽油 (J I S K2004)
- 3 納 入 場 所 受注者の指定する給油所
- 4 履 行 開 始 日 令和7年7月1日
- 5 期 間 自 令和7年7月1日  
至 令和8年3月31日
- 6 契 約 単 価 1リットルあたり金●●.●円  
(上記価格に消費税及び地方消費税相当額を加算する。)

この契約締結後、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算する。

上記燃料の売買について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

発注者及び受注者は、契約締結の証として本書を電磁的に作成し、署名捺印又は記名押印に代わる電磁的処理を施し、各自が保有する。

ただし、電磁的処理が困難な場合は、本書を2通作成し、記名及び押印のうえ各自1通を保有することができるものとする。

契約締結日 令和 年 月 日

発注者 八雲町  
役職・氏名 八雲町長 印

受注者 住 所  
商号又は名称  
役職・氏名 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、この契約の履行中に知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(納入及び検査)

第4条 受注者は、納入場所に燃料を納入したときは、直ちにその旨を発注者に通知するとともに、納品書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。

3 給油票等の発行、燃料の納入、検査及び引渡しに要する一切の費用は、受注者の負担とする。

4 受注者は、第2項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代品と取り替えなければならない。この場合においては、前3項の規定を準用する。

(単価の変更)

第5条 発注者又は受注者は、契約期間中に経済情勢の激変その他の予期することのできない特別の事情により価格に著しい変動を生じ、契約単価が不適当となつたと認めたときは、協議の上これを変更することができるものとする。

2 発注者及び受注者は、前項に定める場合のほか、別記の「契約単価の変更に関する特約事項」に定める契約単価の変更基準に該当する場合には、当該特約に定める算定を行い、双方が協議して契約単価を変更する。

3 前項の場合において、双方が協議を開始した日から14日以内に協議が整わないときは、発注者が契約単価を定め、受注者に通知する。

(契約代金の支払い)

第6条 受注者は、毎月15日までに、前月中に引き渡した燃料に係る代金額に当該代金額（軽油については当該代金額から軽油引取税相当額を差し引いた額）の100分の10に相当する消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「売買代金」という。）を発注者に請求する。

2 発注者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金相当額を支払わなければならない。

(履行遅滞)

第7条 受注者は、納入期限までに燃料を納入することができないときは、その理由を付して発注者に納入期限の延期を申し出なければならない。

2 前項の申出があった場合において、発注者が納入期限の延期を承諾したときは、その申出の内容が天災その他不可抗力によるものと発注者が認めた場合又は発注者の責めに帰すべきものである場合を除き、受注者は、その納入期限の翌日から納入の日までの日数（第4条第4項の規定により代品を納入した場合において、当該代品の納入が納入期限後となるときにあっては、当該合格しない燃料の検査に発注者が要した日数を除く。）に応じ、当該遅滞に係る燃料の売買代金につき年2.5パーセントの割合で計算して得た額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、違約金の額が500円未満であるときは、違約金を徴さないものとする。

3 発注者は、その責めに帰すべき理由により第6条第2項の売買代金の支払が遅れたときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

(契約不適合責任)

第8条 発注者は、引き渡された燃料が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その燃料の代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、当該履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(危険負担)

第9条 第4条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の引渡しの前に生じた燃料についての損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に契約期間内における燃料の予定数量を乗じた額（1円未満の端数は切り捨て。以下「燃料予定代金額」という。この契約締結後、契約単価の変更があった場合には、変更後の燃料予定代金額）と支払額（業務の既済部分について、その部分につき契約の目的が達成されたと認められるときは、既済部分に相当する代金額を含む。）のいずれか大きい額（契約期間満了後においては、支払済額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに変わる担保の提供が行われてあるときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(発注者の解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第4条第2項の発注者の指定する日までに物品の納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第8条の検査の結果、物品の全部又は一部が不合格となり、合格すると認められる物品を納入することができないと発注者が認めたとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第12条第1項の規定によらないで、受注者が契約の解除を申し出たとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第カ号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

- ク 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- 2 発注者が前項各号の規定により契約を解除したときは、受注者は、違約金として契約単価に予定数量を乗じて得た金額から履行済の金額を控除した額の10分の1を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 発注者は、受注者に対する支払い金の債務（契約保証金又はこれに変わる担保の返還債務を含む。）があるときは、前項の違約金と相殺することができる。
- （受注者の解除権）
- 第12条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反により燃料を納入することが不可能となったときは、契約を解除することができる。
- （損害金等の徴収）
- 第13条 受注者がこの契約に基づく違約金、損害金又は賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金相当額支払いの日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金相当額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。
- （管轄裁判所）
- 第14条 この契約に関し訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。
- （契約の効力の遡及）
- 第15条 本契約が履行開始日までに締結されない場合において、発注者・受注者双方の合意により、当該始期から契約締結までに行われた行為は、本契約に基づくものとして取り扱う。
- （補則）
- 第16条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。